



http://ibashinren.com/magazine/

いはらき 身障福祉

第78号



題字 佐川 清



共同募金受益発行

編集 一般社団法人茨城県身体障害者福祉団体連合会 水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館
発行者 会長 荻津 和良 TEL 029 (241) 8295 FAX 029 (243) 7490

令和6年度

茨城県障害者福祉の集い開催

令和6年10月17日(木)に、茨城県および茨城県社会参加推進センター主催の「令和6年度茨城県障害者福祉のつどい」が、龍ヶ崎市の大昭ホール龍ヶ崎(龍ヶ崎市文化会館)で開催されました。天候にも恵まれ、県内各地から障害者、障害者福祉関係者など約300名の参加がありました。

茨城県の市村美江福祉部長、茨城



障害者福祉の集い 立木早絵さん

県社会参加推進センターの荻津和良センター長(茨城県身体障害者福祉団体連合会会長)から主催者挨拶があり、続いて、開催地である龍ヶ崎市の木村博貴副市長から来賓ご挨拶をいただきました。
そのあと、講師に、シンガーソングライターの立木早絵(たてきさえ)さんをお迎えし、講演がありました。立木さんは和歌山県でお生まれになり、2歳の時にご病気が原因で失明



龍ヶ崎市木村博貴副市長



市村美江茨城県福祉部長



立木早絵さん (ピアノ弾き語り)



立木早絵さん (映像)

されましたが、生来の旺盛なチャレンジ精神で様々なことに取り組み、日本テレビの「24時間テレビ」の企画に

において、津軽海峡縦断リレーへの挑戦や、トライアスロンでの完走、キリマンジャロの登頂を果たして、視聴者の感動を呼び話題となりました。現在はシンガーソングライターとして精力的に活動されています。

講演は、「さらなる一步を踏み出そう」と題して、オープニングに24時間テレビでの挑戦の映像が流れ、それからトークやピアノ弾き語りが行われました。

トークでは、24時間テレビでの様々な挑戦の様子やいくつもの国家資格の取得などご自身の経験、それによって感じている思いなどのお話がありました。

講演を通して、様々なハンデ、年齢、性別など世の中の人々に違いはあっても、苦手なことがそれぞれにあっても、自分のそばにいる人達のことを思いやって、大切にすることが、何よりも大事で、そこから始まり、広がっていくという立木早絵さんの思いが、多くの参加者の心に響きました。

トークに続いて、オリジナル曲の「シェイクハンズ」やカバー曲の「糸」など4曲のピアノ弾き語りがあり、会場全体が感動に包まれました。

障害者スポーツ体験会を実施

「障害者福祉の集い」の開催に先立ち、県障害者スポーツ・文化協会主催の「障害者スポーツ体験会」が開催されました。(会場：大昭ホール 龍ヶ崎大会議室)

スポーツ体験の種目はボッチャ、モルックで、福祉の集いの参加者など34名の参加がありました。参加者の皆さんは、県障害者スポーツ指導者協議会の指導者からルールや投げ方のアドバイスをもらいながら、実際にボールを手にして、笑顔で楽しそうに体験していました。



障害者スポーツ体験会の様子

身体障害者相談員中央研修会・関ブ口研修会開催

令和6年8月2日(金)、ホテルレイクビュー水戸において茨城県身体障害者相談員中央研修会が開催されました。今回は日身連関東甲信越静ブロック協議会・身体障害者相談員研修会とあわせての開催となり、県内から102名(うち身体障害者相談員65名)、県外61名(うち身体障害者相談員35名)の参加がありました。

研修に先立ち、森田教司県福祉部障害福祉課長、荻津和良会長、種村朋文日身連関東甲信越静ブロック協議会会長からの挨拶がありました。

研修は、講師に東北福祉大学教授で社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長の竹之内章代氏をお迎えし、「当事者の声を聴く・相談員の役割と求められる技術とは」をテーマにご講話をいただきました。

講演では、相談者からの相談に対応する際の基本的な姿勢や、傾聴・受容と共感といった基本的技術についての解説があり、障害のある方が



中央研修会の様子



中央研修会 講師：竹之内章代会長

住みなれた地域で力を生かし、その人らしい自立した生活を継続していくるようチームで支えていくことが重要であることなどの講話がありました。

**身体障害者相談員
地区研修会開催**

身体障害者相談員地区研修会を2回に分けて開催し、各々講演とグループに分かれての情報・意見交換を行いました。

講演は茨城県手をつなぐ育成会障害者差別相談室相談員 武田登美枝氏より、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らす茨城県づくりを目指して」をテーマに、茨城県の障害者権利条例の概要や、合理的配慮に関する相談への対応などについて講義がありました。

意見交換会では、これまでと違う地区の方との交流を深められるよう地区の組み合わせを変えて、別の地区の相談員との情報・意見交換を行いました。

参加者からは、グループごとの話し合いを毎回取り入れてほしいというご意見が多くありました。

〈会場〉

いずれもセキショウ・ウエルビー
イング福祉会館

〈県北・鹿行・県南地区〉

令和6年9月6日(金)

参加人数41名(うち相談員27名)



受講の様子〈県北・鹿行・県南〉



講師：武田登美枝相談員

〈県央・県西地区〉
令和6年9月24日(火)
参加人数37名(うち相談員22名)



意見交換の様子〈県央・県西〉

**障害者福祉団体
リーダー研修会開催**

「令和6年度障害者福祉団体リーダー研修会」が令和7年2月14日(金)にセキショウ・ウエルビーイング福祉会館コミュニティホールで開催され、105名の参加がありました。

県福祉部障害福祉課伊藤康司副参事、荻津和良会長から挨拶があり、その後研修に入りました。

研修内容

〔第3期新しいばらき障害者プラン〕

茨城県福祉部障害福祉課

企画担当 瀧川 裕美 主任

茨城県が令和6年3月に策定した「第3期新しいばらき障害者プラン」について説明がありました。

この計画は、茨城県の障害福祉施策推進の基本的方向や目標を明らかにするとともに、障害福祉サービスの提供体制に関して計画的な整備を進めるための方策を定め、障害福祉施策の総合的な推進を図るものとされており、本県の障害者の現状と課題や、第3期プランの体系などの解説がありました。



県障害福祉課 伊藤副参事

〔障害者の避難移動・避難生活〕
 NPO法人茨城県防災士会
 県央エリア長兼企画部副部長
 防災士 野上 大介氏

災害時における障害者の避難移動や避難生活について講演がありました。野上さんは、障害者支援施設に勤務しながら防災士の資格を取得し、障害者高齢者など避難が難しい方への支援活動に取り組んでいます。講話では、地震被害や災害時における自治体の避難行動計画について説明がありました。また、災害時で自力で避難することが困難な障害者や高齢者への支援、福祉避難所の開設などについて、水戸市の例を参考に説明があり、災害は「必ず来るもの」と認識し、「備え」を進めてお

(県ホームページ)
<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/kikaku/plan/plan3.html>



第3期新しいばらき障害者プラン

災害時要配慮者の把握

く必要があること、備えることで救える命があること、学ぶことで助かる命があることなどを学びました。また、参加者からの質問に対して、対応状況などの説明がありました。

Q: ペットの避難に関して、水戸市ではどのようにするか。
 A: 避難所でのペットに扱いは、県、水戸市ともマニュアルに示している。大きなペットは檻の中に入れて、小さなペットは籠などに入れて避難所に一緒に連れてくるとされている。ただし、第三者との接触に課題があるため、別の場所とされている。空

避難所運営 (水戸市) 【マニュアルP14】

- (1) 避難者の受付
- (2) 避難所レイアウトの決定
- (3) 感染症対策
- (4) 福祉避難室の設置
- (5) 体調不良者用スペースの確保
- (6) 避難所生活のルールの作成及び掲示
- (7) 避難者への気象・水位情報の提供
- (8) 飲料水及び生活水の確保

障害をお持ちの方は、避難所生活といった急な環境の変化に注意が必要。パーテーションなどが有効。

水戸市



県防災士会 野上防災士

〔障害者差別解消法の改正を受けての対応〕
 茨城県弁護士会
 弁護士 近藤 謙之氏

「障害者差別解消法の改正を受けての対応等」と題して、改正法の概要や、事業者に求められる合理的配慮の提供とは、具体的にどのような場合に何をしなければならぬかなどについて、最近の裁判例をまじえて講義がありました。

また、社会的障壁に対する意思の表明に関することや、合理的配慮の事例に関して、参加者から質問があり、わかりやすい解説がありました。

き教室などがあれば、そこをペット同伴という考えもあるが、マニュアルにそこまで示されていない。今後の課題だと感じている。

Q: 水戸市には福祉避難所がいくつあるか。また、福祉避難所がどこにあるかを事前に伝えているか。
 A: 各市町村にハザードマップがあり、各家庭に配布されている。水戸市には福祉避難所が26か所ある。ハザードマップにそれら福祉避難所の所在が記されているので、自宅に帰ったら確認してほしい。

Q：精神障害者の場合は、判断能力が疑われることを心配しており、社会的障壁について意思の表明をしたときに、判断能力を問われる可能性はないか。

A：意志の表示があつた場合に、判断能力というより、基本的には対話を行うのが形であり、結論としては、それほど重視されないとと思う。

本人の意志の表示のみに限らない。家族や支援者も表示には含まれる。

Q：知的障害はあるが意識能力はある娘が選挙の投票をする場合、メモした用紙を渡してこれと同じに書くんだよと言って投票することは違法か。

A：投票の自由というものが、投票の秘密とか、権利侵害、それを止めることによる権利の侵害の程度、本人の意思、障害の程度などを考慮して、違法か合法かを決めていくことになる。「娘さんはAさんに投票したい」と言っているのに、「Bさんに投票するんだよ」のように誘導しているようだと違法性があると感じるが、本人もAと言っている、お父さんもAと言っていて、文字を指導程度に示す場合は、一定の合法

性があると感じる。

Q：合理的配慮の提供について、設備改修は経費が掛かるので全然しないとなると、店主しかいない店などでは、設備改修も人的サポートもできないとなつて、法律が変わつても、同じなのかなと感じてしまう。

A：この法律改正ですが、みんな直さなければならぬということではない。質問の例もあると思うが、法律が変わつてまだ1年であり、意思表示があつた場合に別のルートを通

合理的配慮の提供について②

どのような場合に、具体的に何をしなければならないのか。

(具体的内容)

- ・市区町村の役所や民間事業者の店舗での順番待ちの際に、障害による様々な理由により、順番を待つことが難しい障害のある人には、他の人の了解を得て、順番を先にする。
- ・学校やイベント会場などで、意思を伝え合うために、筆談や読み上げ、手話、タブレット端末などを利用する。
- ・病院や市役所の施設内の放送を文字化したり、電光掲示板で表示したりする。
- ・交通機関利用の際、自動車や電車の乗降を補助し、大きな荷物を運搬・収納する。
- ・不動産仲介の店舗において、障害のある人の求めに応じて、バリアフリーの物件があるかどうかを確認する。



近藤弁護士



リーダー研修会の様子

るとか介助をする対応を積み重ねることが大事。配慮しなければならぬという社会の風潮や空気が高まつていくことが大切だと感じる。

令和七年度 茨城県社会福祉に 関する要望

茨城県知事に対して、令和6年10月31日(木)に、茨城県社会福祉予算対策委員会を通じて、茨城県身体障害者福祉団体連合会会長名で、次のとおり要望書を提出しました。

【政策要望】

1. 障害者等の災害時避難行動要支援者に対する災害時の総合的支援体制の進展について(新規)

障害者等災害時避難行動要支援者に対する災害時の総合的支援体制に関して、全ての市町村で災害時避難行動要支援者の個別避難計画が滞りなく作成され、具体的に実効性のある支援体制が構築されるよう、また、避難所におけるバリアフリー化や障害特性に沿った合理的配慮の推進がなされるよう、市町村の当該計画作成や実行にご助言いただき、障害者等がどの地域にいても安心できる災害時支援体制の構築等が進展するよう、県による市町村へのバックアップをお願いします。

2. 身体障害者相談員の確保について(継続)

身体障害者の相談に応じるだけでなく、障害者のための社会参加に関する地域活動や公的機関・関係機関と協力したりする身体障害者相談員について、十分な人数を確保するよう市町村にご助言いただき、住む地域によって身体に障害のある方が受けられるサービスの地域間格差が生じないように願います。

【予算要望】

1. 障害者福祉バスの更新等について(継続)

障害者の社会参加促進を図るため運行している障害者福祉バス事業を今後も継続していくためにも、老朽化しつつあるバスの更新等について検討をお願いします。



要望書提出の様子

日身連関ブロ秋季代表者会議で令和七年度日身連に対する要望を協議

「令和6年度秋季日身連関東甲信越静ブロック協議会代表者会議」が、10月3日(木)～4日(金)に神奈川県川崎市高津区の「ホテルARU KSP(かながわサイエンスパーク)」で開催されました。

会議では、障害者を巡る様々な課題を踏まえて加盟団体から挙げられた日身連への要望事項に対する協議や、団体間での情報交換などが活発に行われました。

関ブロ協議会から日身連に要望した事項は次のとおりです。なお、これらの要望は日身連での協議を経て、関係府省庁に要望されます。

1 民間事業者による障害者への合理的配慮の取り組みを進展させるためにも、義務化による民間事業者の取り組みが定着するまでは、事業者への助成制度を実施する市町村に対して地方交付税の基準財政需要額の項目に算入するなど国の財政支援を要望する。

2 令和6年度の報酬改定において医療的ケアが必要な重度障害者受け入れのための加算や緊急

短期入所受入加算等の対応を行なわれたところであるが、常時一定数の空床確保や定員オーバー枠の緩和等措置について、グループホームや短期入所施設が利用しやすくなるようさらなる対策を検討していただきたい。

3 こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置が廃止されたが、重度心身障害者に対する現物給付(窓口無料方式による医療費助成)による医療費助成についても減額調整措置を撤廃するとともに、地域間格差が生じないように新たな医療費助成制度を整備していただきたい。

4 従来の健康保険証がマイナンバーカードと一本化されるが、障害特性に配慮し、マイナンバーカードの読み取り機について誰もが利用しやすい仕組みに改善していただきたい。

・音声読み上げ機能の付加(視覚障害者の方)
・タッチパネルの操作対応の改善(視覚障害や脳性麻痺等の方)
・マイナンバーカードの表面と裏面との判別方法の改善(視覚障害者の方)

・カードリーダー配置の高さなど運用の配慮(車いすの方等)



関ブロ代表者会議茨津会長

障害者差別相談室の運営状況

「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例(茨城県障害者権利条例)」に基づき設置された「茨城県障害者差別相談室」も今年度で10年目を迎えました。昨年4月から今年1月までに寄せられた相談件数は68件であり、昨年度の同時期(64件)と比較すると若干の増加がみられています。

なお、障害者差別解消法に基づく障害のある方への合理的配慮の提供

が、令和6年4月からの法改正により、行政機関、民間事業者ともに義務となったことが、増加要因の一つと考えられます。

相談経路については、障害者本人からの相談が70%以上を占め、障害者の家族とその他がそれぞれ15%程度となっています。また精神障害のある方からの相談が半数以上であり、次いで身体障害が22%程度、知的障害が9%程度となっています。

相談内容としては、福祉サービスの利用に関する相談が最も多く、次いで、雇用、医療サービスや商品サービスの利用に関する相談の順になっています。

障害者差別相談室では、障害のある方やご家族などのほか、新たに義務化になった民間事業者の方々にも、無料での相談、研修会などへの講師派遣等を行っておりますので、どうぞお気軽にお問い合わせください。

◆茨城県障害者差別相談室

・設置場所…セキショウ・ウエルビーイング福祉会館2階

・相談員…3名体制

・相談時間…午前9時～午後5時

(月～金 除…祝日・年末年始)

・電話…029-246-6049

・FAX…029-246-6048

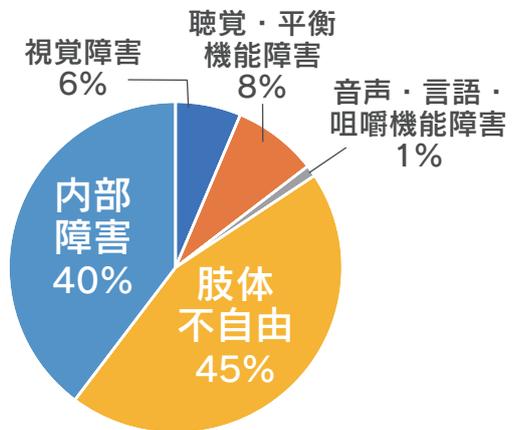
・メール…s.sohdan@bz04.plala.or.jp

身体障害者手帳所持者 障害区分別

令和6年3月31日現在 単位：人

身体障害者手帳所持者		88,697
内訳	視覚障害	5,632
	聴覚・平衡機能障害	7,266
	音声・言語・咀嚼機能障害	981
	肢体不自由	39,594
	内部障害	35,224

障害区分別

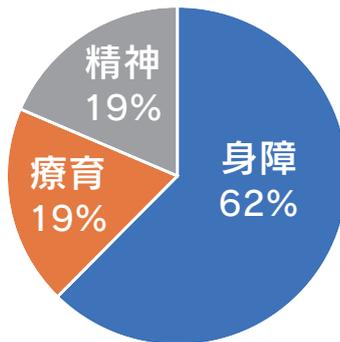


身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付状況

令和6年3月31日現在 単位：人

	令和5年	令和4年	前年比
身障	88,697	88,607	90
療育	27,116	26,324	792
精神	26,370	24,480	1,890
計	142,183	139,411	2,772

障害者別割合



会長賞授与（絵画の部）

合会会長賞を授与しました。

陶芸・工芸4部門の優秀作品に連

幕を掲げ、啓発活動を行いました。また、障害者に対する理解を深め、障害者の自立と社会参加の促進を図る目的で県が主催する「ナイ

令和六年度障害者週間推進事業の実施

12月3日（火）～9日（月）の

障害者週間に、セキショウ・ウエルビーイング福祉会館の入口に立看板を設置するとともに、建物の壁面に懸垂



書道の部

「にじ」

菊池 さつき

(社会福祉法人敬山会 たまりメリーホーム)



絵画の部

「銀杏の木の下で」

はまなす荘利用者

(障害者支援施設はまなす荘)



陶芸・工芸の部

「カレンダー 2025 誕生月の花」

ひこうせんみのり班 木村和志 他5名

(守谷市障がい者福祉センター)



写真の部

「エキゾチックナイト MITO <ミト>」

鷲谷 章二

(水戸市社会福祉協議会身体障害者支援施設「のぞみ」)

茨城県身体障害者福祉団体連合会会長賞 受賞作品

寄付金を
頂きました

令和6年度中に、次の方々から寄付金を頂きました。障害者福祉の推進のために活用させていただきます。どうもありがとうございました。

- 茨城県社会福祉協議会善意金
- 茨城県遊技業協同組合様十五万円
- 茨城新聞文化福祉事業団
- 歳末助け合い募金様 二十万円

編集後記

皆様のご意見がありましたら、事務局までお知らせください。eメール：

ibashinwa@ibashiren.com

この広報紙の費用は、共同募金配分金で賄われています。

